

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に
当たるときは、
翌日)

目 次

- ◇ 告 示 鳥取県身体障害者更生指導所の入所期日等
健康保険法による保険医療機関の指定
健康保険法による保険医の登録
麻薬取締法による聴聞の実施
家畜商講習会の開催
- ◇ 教 委 告 示 定例教育委員会の招集
- ◇ 公 告 ふぐ処理師試験及びふぐ調理師試験の実施
- ◇ 正 誤 昭和四十七年十二月六日付鳥取県公報号外第七十九号中
訂正

告 示

鳥取県告示第一千十一号

鳥取県身体障害者更生指導所規程(昭和二十八年九月鳥取県規則第五十六号)第十条の規定により、昭和四十八年度鳥取県立身体障害者更生指導所の入所期日及び募集人員を次のとおり告示する。

昭和四十七年十二月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 入所期日 昭和四十八年四月上旬
- 二 募集人員 二十名

鳥取県告示千十二号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和四十七年十二月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
エフワン診療所	鳥取市吉成 エフワン鳥取工場内	昭和四十七年十一月二十二日
田 中 医 院	米子市錦町一丁目七六	二十一日
平林、歯科医院	“ 糞町二丁目	十五日
伊藤、歯科医院	鳥取市栄町四〇一 本通ビル三階	“

鳥取県告示第一千十三号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に

基つき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十七年十二月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	登録の記号及び番号	登 録 の 年 月 日
椿 修	鳥医第一、七四三号	昭和四十七年十一月十三日
花田 善行	鳥医第一、七四四号	十一月二十一日

鳥取県告示第千十四号

麻薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十二条第一項の規定に基つき、次のとおり聴聞を行なうので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十七年十二月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十七年十二月二十三日 午前十時から

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県議会第一委員会室

二 聴聞の当事者の住所及び氏名

鳥取市材木町一五二 武信憲二

鳥取県告示第千十五号

家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第三条第二項第一号に規定する講習会を次のとおり開催するので、家畜商法施行令（昭和二十八年政令第二百五十二号）第一条の二第一項の規定により告示する。

昭和四十七年十二月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 開催の日時

昭和四十八年一月九日 八時三十分から十七時まで

〃 〃 十日 〃

二 開催の場所

倉吉市巖城二七九 中部総合事務所

三 講習の科目及び時間

家畜の取引に関する法令 四時間

家畜の品種及び特徴 四時間

家畜の悪癖、機能障害及び疾病 六時間

四 受講申込方法

次の家畜商講習会受講申込書に講習手数料として五百円に相当する額の鳥取県収入証紙及び写真（出願前六箇月以内に撮影した縦三・五センチメートル、横二・五センチメートル、無帽、正面、上半身像のもの）をはりつけ、昭和四十八年一月五日までに、所轄地方農林振興局長を経由して知事に提出すること。

家畜商講習会受講申込書

収入証紙

はりつけ欄

写 真

はりつけ欄

鳥取県知事 石 破 二 朗 殿

家畜商法第3条第2項第1号の規定により開催される家畜商講習会を受講

したいので、申し込めます。

昭和 年 月 日

住 所

氏 名

㊤

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和四十七年十二月十二日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

一 日時 昭和四十七年十二月十三日 午後二時

二 場所 鳥取市東町 鳥取県教育委員会委員室

三 議題 (1) 現業職員の給与に関する規則の一部改正について

(2) その他

公 告

ふぐの取扱等に関する条例(昭和34年3月鳥取県条例第12号)第3条第1項及び第2項に規定するふぐ処理師試験及びふぐ調理師試験を次のとおり実施する。

昭和47年12月12日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 受験資格

(1) ふぐ処理師試験

昭和48年1月23日現在において年齢18歳以上で、食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第5条第11号若しくは第13号に規定する魚介類販売業者しくは魚肉ねり製品製造業又は乾ふぐ製造営業に2年以上従事している者

(2) ふぐ調理師試験

調理師法(昭和33年法律第147号)第2条に規定する調理師である者

2 受験手続

(1) 願書の受付期間

昭和48年1月8日から昭和48年1月13日まで

(2) 受験願書の提出先及び添付書類

受験願書に次の書類を添えて住所地在を管轄する保健所に提出すること。

ア ふぐ処理師試験

(イ) 履歴書及び戸籍の謄本又は抄本

(ロ) 写真(最近6月以内に撮影した名刺型、正面、脱帽、上半身のもの)

(ハ) 魚介類販売業、魚肉ねり製品製造業又は乾ふぐ製造営業に2年以上従事している旨の所轄保健所長の証明書

イ ふぐ調理師試験

(ロ) 履歴書

(ハ) 写真(最近6月以内に撮影した名刺型、正面、脱帽、上半身の

もの)

(イ) 調理師免許証の写し

3 試験期日

(1) 筆記試験

昭和48年1月23日午前10時から12時まで

(2) 実地試験

昭和48年1月24日午前10時から(米子及び根雨保健所管内の受験者)

昭和48年1月25日午前10時から(倉吉保健所管内の受験者)

昭和48年1月26日午前10時から(鳥取、郡家及び浜村保健所管内の受験者)

4 試験場所

(1) 筆記試験

鳥取、郡家及び浜村保健所管内の受験者

鳥取市東町一丁目 自治会館

倉吉保健所管内の受験者

倉吉市鞆城 倉吉保健所

米子及び根雨保健所管内の受験者

米子市西福原 米子保健所

(2) 実地試験

鳥取、郡家及び浜村保健所管内の受験者

鳥取市西町一丁目 鳥取家政高等学校

倉吉保健所管内の受験者

倉吉市鞆城 倉吉保健所

米子及び根雨保健所管内の受験者

米子市錦町一丁目 鳥取県立米子西高等学校

5 試験科目

(1) ふぐ処理師試験

ア 衛生関係法規

イ 公衆衛生学

ウ 食品衛生学

エ ふぐ処理の実地 (ふぐの種類及び毒性臓器の鑑別を含む。)

(2) ふぐ調理師試験

ア ふぐの種類及びふぐ毒に関する知識

イ 衛生関係法規 (主として条例)

ウ ふぐ調理の実地 (毒性臓器の鑑別を含む。)

6 試験手数料及びその納付方法

(1) 試験手数料 500円

(2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はりつけ欄にはりつけること。この場合、消印しないこと。

7 試験当日の携行品

(1) 筆記試験 受験票、筆記用具及び上ぞうり

(2) 実地試験 受験票、白衣、^{ぼう}帽、耐水性のはきもの及び白帽又は三角巾

8 合格者の発表

実地試験終了後10日以内に所轄保健所に掲示する。

正 誤

昭和四十七年十二月六日付鳥取県公報号外第七十九号中次の箇所^が誤りがあったので、訂正する。

頁 段 課 正
一 上 第十号 第十四号